

# 議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

公園緑地課 公園管理係

## 議案名

議案第87号 指定管理者の指定について(桐生が岡遊園地)

## 趣旨・目的

桐生が岡遊園地の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

## 概要

桐生が岡遊園地条例第9条の規定に基づき、桐生が岡遊園地の管理を行わせるため、公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生が岡遊園地(アースケア桐生が岡遊園地)
- 2 指定する団体 桐生市織姫町2番5号  
公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
(5年間)

## 背景・経過

桐生が岡遊園地は、観覧車をはじめとする8種類の大型遊具、バッテリーカーなどの小型乗物遊具及びゲーム機等の施設が整備され、子どもから大人まで楽しめる遊園地であり、桐生市を代表する観光施設でもあります。

桐生が岡遊園地の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了することから、次期指定管理者の選定に当たり公募による選考を行いました。

民間の能力を活用して桐生が岡遊園地の魅力を最大限発揮し、利用者へのサービス向上と管理運営業務を効果的かつ効率的に行うことを考慮し審査した結果、引き続き同法人を指定管理者として指定するものです。